

1か月(31日)あたりの施設利用料

グループホームかじかの里
令和元年10月1日現在

	介護度	負担割合	介護サービス利用料	居室料	食費	光熱水費	合計
認知症共同生活介護・個室	要介護1	1割	26,253	38,750	32,550	11,000	108,553
		2割	52,506				134,806
		3割	78,759				161,059
	要介護2	1割	27,474	38,750	32,550	11,000	109,774
		2割	54,948				137,248
		3割	82,422				164,722
	要介護3	1割	28,267	38,750	32,550	11,000	110,567
		2割	56,534				138,834
		3割	84,801				167,101
	要介護4	1割	28,853	38,750	32,550	11,000	111,153
		2割	57,706				140,006
		3割	86,559				168,859
	要介護5	1割	29,439	38,750	32,550	11,000	111,739
		2割	58,878				141,178
		3割	88,317				170,617

※1 医療費、薬剤費、個人購入品等は実費を徴収させていただきます。

※2 加算料金は、別掲加算項目一覧表の常時加算分のみで算定しております。

加算項目一覧表

グループホームかじかの里
令和元年10月1日現在

	加算名	金額			加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置	◎ サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18	36	54	事業所の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
その他	初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
	入院時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合(月6日を限度)
処遇改善	◎ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	8.1%	8.1%	8.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算以外の加算】×0.081で算出
	◎ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	3.1%	3.1%	3.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算以外の加算】×0.031で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。

※2…加算については、1日あたりの単位(円)となります。